

協 働



協働とは？

町民の皆さんと町がお互いに理解・補完し合いながら役割を果たし、“対等な立場”で同じ目的に向かって寒川のまちづくりを進めることです。

それぞれの特性を最大限発揮して協力・協調したり、町民の皆さんのが持つ自発的（ボランティア）な意識が広く浸透することによって好循環が生まれ、目的を共有して連携することこそが、**地域の様々な課題の解決に繋がります**。

また、協働とはそれ自体が目的ではなく、あくまでもまちづくりを行っていく上での手法の一つです。

よりよいまちづくりが進んでいくよう、みんなで協働の理解から始めてみましょう。

【協働の領域図】※事業・活動を行う場合

町民の領域

行政の領域

後援・補助

共催・実行委員会

委託

- ① 活動団体やグループの責任と主体性により、独自に事業・活動を行う領域

- ② 活動団体やグループの主体性のもと、行政が協力して事業・活動を行う領域

- ③ 両者が特性を活かして、互いに協力しながら事業・活動を行う領域

- ④ 行政の責任と主体性により、独自に事業・活動を行う領域

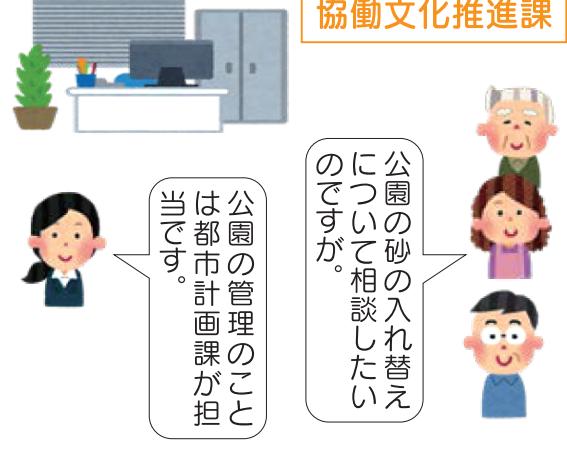
協 働 の 領 域

事業・活動協力 情報交換

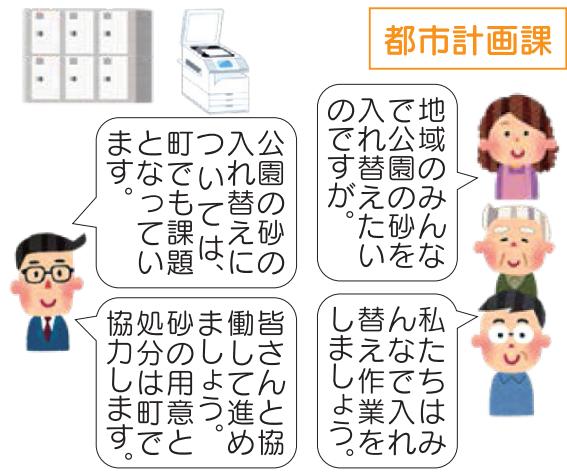
町民主体



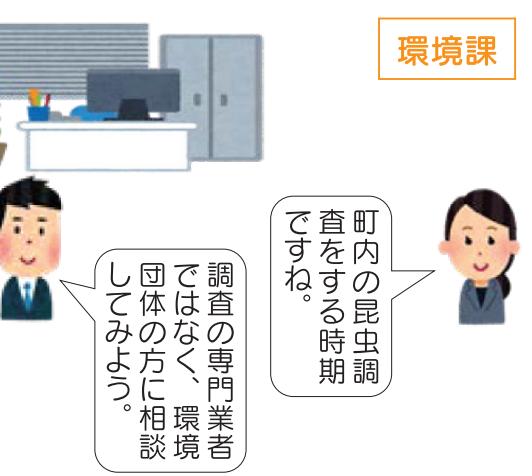
協働文化推進課



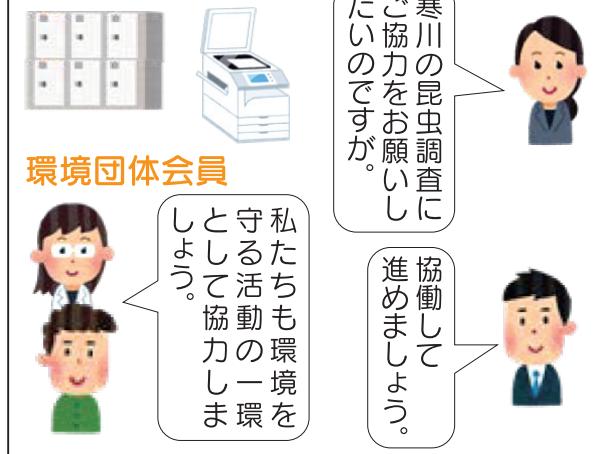
都市計画課



行政主体



環境課



報告書



協働の必要性とは？

社会的な課題や町民のニーズが多様化してきている現在、財政面での制約や少子高齢化が一層進行していく中、行政に頼りすぎてもそのサービスはいずれ限界を迎える、このままでは満足できるものではなくなっています。

また、町民の皆さんのが抱える諸問題で、行政に頼らざるを得ない場合や協力を要請したい場合に、行政にその内容をしっかりと伝え、行政の力を必要として解決を図ることが多く生じます。

これからの課題解決には、町民の皆さんと町がお互い一緒にになって一生懸命考え、協働していくことが必要になると考えられます。

【寒川町自治基本条例】

寒川町の自治の基本を定める最高規範として「寒川町自治基本条例」が制定されています。その第4条に、自治の基本理念として、町民の皆さんと町との協働が述べられています。
(自治の基本理念)

第4条 町民と町が目指す自治の基本理念は、「町民と町が協働するまちづくり」とし、町民と町がそれぞれの責任を果しながら、相互に補完し、協力し合ってまちづくりを進めるものとします。



ステップ1：最初の一歩

協働して物事を進めようとしても、「こんなこと相談できるのかな…」「頼みづらいな…」というように、**最初の一歩がなかなか踏み出せない**ものです。また、「そんなこと、町がやればいいんだ」「町はそんなこと、協力できませんよ」といった考え方を前提にしてしまっては、成すべきこともできません。

お互いが“**ウエルカム**”の姿勢で協力し合えば、敷居も低くなり「町が相談に乗ってくれる」「あの団体なら気軽に相談できる」というように、おのずと良い方向に向かいます。そのためには、**町も積極的に体質改善**するとともに、**町民の皆さんも意識**を変えなければなりません。信頼関係を築き、町民の皆さんと町が一緒にになって**楽しく課題に取り組む姿勢**こそが重要になってきます。

地域の課題解決

対象となるパートナー



協働のパートナーとは

- 町内に住む人、働く人、学ぶ人
- 町内で活動する企業、民間非営利団体、活動団体、地域グループ、その他



ステップ2：協働に大事な5つのこと

町民の皆さんと町による協働を円滑に進めていくには、協働の主体の双方が、基本的な原則を理解することが重要です。

①対等・自主性

それぞれの役割分担に応じ、**上下関係のない**パートナーとして楽しく**自主的に取り組みます**。

②目的共有

協働により達成しようとする目的を明確にし、**双方で共有**するとともに、各段階で再確認しながら楽しく進めます。

③相互理解・補完

対話や情報交換を通じて**相互理解に努め**、信頼関係を築き、長所・短所を相互に補い合うという優しい意識・姿勢が必要です。

④責任の明確化

役割分担と責任の所在を**明確に**し、活動・事業の成果について共有することが必要です。

⑤情報の公開

協働に参加する機会は、町民に開かれています。**経過や成果について公開**し、皆さんのが理解を得るように努めます。

ステップ3：協働のかたち

取り組みの形態には様々なパターンがあり、パートナーと町の関わり方の“**ウエイト**”を各事業・活動ごとに考える必要があります。その協働パターンは大まかに次のようにになります。

形態	概要	参考事例
後援	パートナーの実施する事業・活動の公益性を町が認め、後援名義の使用許可を行い、支援する。	・寒川写真コンクール ・寒川みんなの花火
補助	パートナーが実施する公益性の高い事業・活動に対して、町が財政的な支援をする。	・寒川町自主防災組織防災資機材購入等補助金 ・寒川町祭ばやし保存会連合会補助金
共催	パートナーと町が共に主催者となって事業・活動を実施する。	・平和フェスティバル ・目久尻川小出川美化キャンペーン
実行委員会	パートナーと町が実行委員会や協議会を構成し、その会が事業・活動を実施する。	・寒川町成人式 ・寒川町産業まつり
委託	町が責任を持って担うべき事業・活動を、パートナーの特性を活かしてより効果的に実施するため、町がパートナーに委託する。	・寒川町文化祭 ・さむかわスポーツデイ
事業・活動協力	パートナーと町がお互いの特性を活かし、それぞれ役割分担して、一定期間、継続的な関係により事業・活動協力する。	・寒川ちょい呑みフェスティバル ・小出川彼岸花まつり
情報交換	パートナーと町が、それぞれ持つ情報を交換し合い、活用する。	・まちづくり懇談会特別企画

「協働ってなに？」と思われていた方、協働は意外と身近にあるものなのです。これからのまちづくりには、町民の皆さんと町がパートナーとなり協働を進めていく必要があります、そのためには知恵やアイディア等、「町民一人ひとりの力」が必要不可欠となってきます。このちらしを手に取ったあなたの方をはじめ、一人ひとりの力をまちづくりに活かし、地域課題の解決へと繋げ、寒川をよりよい町にしていきましょう。

【作成者】

寒川町まちづくり推進会議
寒川町市民部協働文化推進課
0467-74-1111
(内線221・222)